

2025 年 9 月 10 日

各 位

会社名 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 清水 賢治
(コード番号 4676 東証プライム)
問合せ先 専務執行役員 深水 良輔
(TEL. 03-3570-8000)

投資有価証券の一部売却に関するお知らせ

当社は、東映アニメーション株式会社（証券コード：4816 東証スタンダード 以下「東映アニメーション」という。）が実施する同社普通株式の海外市場における株式売出し（以下「本件売出し」という。）に際し、売出人として参加し、当社が保有する同社普通株式の一部を売却することを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本件売出しの詳細については、同社が本日付で公表している「海外市場における株式売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

1. 売却する株式

- (1) 対象株式 東映アニメーション普通株式
 - (2) 売却株数 10,575,000 株
 - (3) 売却金額 未定（2025 年 9 月 11 日（木）から 2025 年 9 月 12 日（金）までの間のいずれかの日に決定される予定）
- （注）本件売出しが実施された場合、当社が保有する東映アニメーション普通株式は 6,575,000 株、議決権保有割合は約 3.19%（2025 年 3 月 31 日時点の東映アニメーションの総議決権数 2,062,591 個をもとに算出）となる見込みです。

2. 売却の理由

当社は、政策保有株式について、取締役会において、銘柄ごとに、当社グループとの取引関係や規模、当該企業の業績や配当、株価などの定量的な側面も考慮の上、保有の合理性・必要性を検証した上で、縮減対象の検討を進めてまいりました。その結果、過去 7 年間（2019 年 3 月期～2026 年 3 月期第 1 四半期）で約 960 億円の縮減を実施しました。

今後については 2025 年 5 月 16 日に「改革アクションプラン」で発表したとおり、2025 年度以降、3 年以内に 1,000 億円超を売却、2027 年度までに純資産比 15%未満とし、さらなる縮減を目指す方針としています。このような方針の下、東映アニメーションによる同社普通株式の流動性向上を目的とした本件売出しに売出人として参加することといたしました。

3. 今後の見通し

本件売出しによる当社から引受人への売却価格（引受価額）は、2025 年 9 月 11 日（木）または 9 月 12 日（金）に決定される予定です。当社は本件売出しに伴う特別利益（投資有価証券売却益）を 2026 年 3 月期第 2 四半期連結会計期間に計上する見込みです。また本件売出しが 2026 年 3 月期の業績に与える影響につきましては、売却価格が決定次第精査の上、開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

なお、当社が保有する政策保有株式の純資産に対する比率は 2025 年 3 月末時点で 26.6%でしたが、本件売出しにより約 22%に低下する見通しです。

4. 当社と東映アニメーションの今後の関係

本件売出しによる当社と東映アニメーションとの取引関係等への影響はありません。また、現在、同社社外取締役就任している当社代表取締役社長の清水賢治は、引き続き東映アニメーションの社外取締役としてその任務を遂行いたします。

これまで、当社と東映アニメーションとは、当社の地上波テレビ放送、映画、MD、ゲーム等多岐にわたる IP・コンテンツビジネスの重要なパートナーとして良好な関係を継続し、相互に協力することで両社の業容拡大を果たしてまいりました。本件売出しにより資本関係は変化いたしますが、今後も国内外を問わず、さまざまな領域での良好な関係を継続するとともに、両社のさらなる企業価値向上に向けて、より一層、具体的な連携を推進してまいります。

ご注意：この文書は、いかなる有価証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社による東映アニメーション株式会社の普通株式の一部売却に関して一般に公表することを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。また、この文書は、米国内における有価証券の募集又は売付けを構成するものではありません。文中で言及されている有価証券は 1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定也没有ありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録から適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該有価証券にかかる募集又は売付けを行うことはできません。米国において当該有価証券の公募を行う場合は、当該有価証券の発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当該有価証券の発行会社の財務諸表を記載し、当該有価証券の発行会社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定しておりません。なお、本件売出しに係る勧誘は、日本国外において日本の非居住者に対してのみ行われるため、金融商品取引法に基づく届出及び通知は行われず、目論見書も作成されません。

以 上